

「共助の社会づくり推進指針（仮称）」の骨子案について

1 策定理由

平成 15 年 3 月、県が目指すべき共助の社会の基本理念を明らかにし、広く県民全体で取り組んでいく基本的方向などについて取りまとめた「共助の社会づくり推進プラン」を策定した。このプランは、平成 22 年度までの計画期間となっているため、平成 23 年度からの共助の社会づくりの指針として、「共助の社会づくり推進指針（仮称）」の策定を行う。

2 策定の背景

	平成 9 年	平成 13 年	平成 17 年	平成 21 年
65 歳以上人口の割合の増加	19.4%	21.5%	23.3%	25.3%
自治会組織率の低下	(平成 3 年) 88.1%	80.6%	(未調査)	71.7%
NPO 法人数の増加	(制度がない)	38 法人	149 法人	237 法人
心の豊かさを重視する人の割合の増加	56.3%	(平成 11 年) 57.0%	57.8%	60.5%

3 策定の趣旨

県民一人ひとりが、地域社会の担い手として、NPO・ボランティアや地域団体などの活動に積極的に参加し、お互いにささえあい、助け合い、心豊かに暮らせる社会の実現に向けて、「共助の社会づくり推進プラン」の基本理念を継承しつつ、基本方針を明確にした「共助の社会づくり推進指針（仮称）」を策定し、県を挙げて共助の社会づくりに向けた取り組みを行う。なお、本指針は、計画期間は定めず、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しを行う。

4 基本的事項

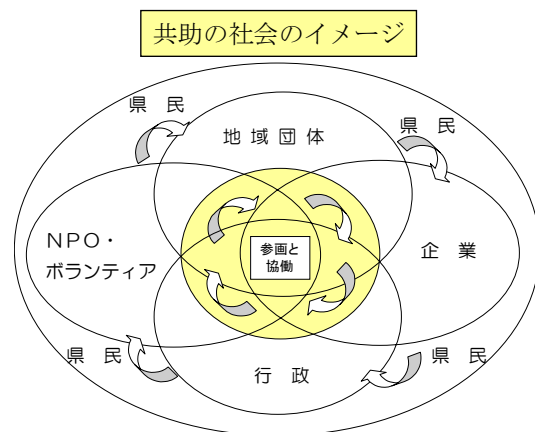
(1) 基本理念

共助の社会とは、誰もが、地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を発揮し、ともに手を携え、ささえあい、助け合える社会、すなわち「自分でできることは自分で、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなでき解決できる、温もりと潤いにおいに満ちた心豊かにすごせる社会である。

このような社会の実現に向けて、県民やNPO・ボランティア、地域団体、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働を推進しながら、ささえあい、助け合える社会づくりを目指すものである。

※注

「公」:ここでは、公的分野のうち、県民やNPO・ボランティア、地域団体、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの役割分担のもとで行う領域のこと



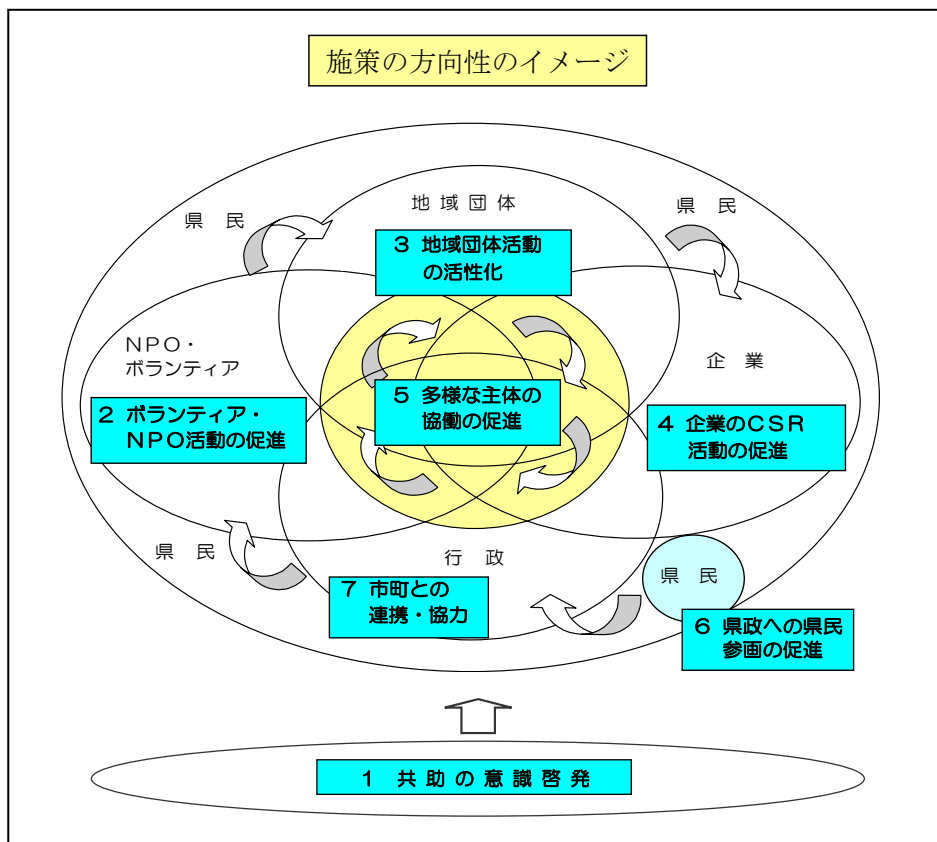
(2) 基本方針

① 基本的な考え方

- ・ 県民やNPO、地域団体などの自主性を尊重した側面的支援
- ・ 県民やNPO、地域団体などの多様性を尊重した効果的支援
- ・ 市町の自主性の尊重及び市町との連携・協力

② 施策の方向性

(1) 共助の意識啓発	①啓発活動の実施 ②学校教育における啓発
(2) ボランティア・NPO活動の促進	①参加のきっかけづくり ②活動のひろがりづくり
(3) 地域団体活動の活性化	
(4) 企業のCSR活動の促進	
(5) 多様な主体の協働の促進	①多様な主体の協働の促進 ②職員の意識改革
(6) 県政への県民参画の促進	①広聴広報制度の積極的活用 ②県政情報の公開の推進と提供の充実 ③審議会等への県民参加の推進
(7) 市町との連携・協力	



③ 施策の推進

- (1) 庁内各課が、本指針に沿って共助の社会づくりに向けた施策を実施する。
- (2) 共助の社会づくりに向けた施策の実施状況について、定期的に調査し取りまとめる。